

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当事業所の紹介により就職した求職者が、本人の自己都合による退職又は明らかに本人の責めに帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了した場合、当事業所が受領した紹介手数料の一部を下表の割合に応じて金額を求人者に返還いたします。

紹介した求職者が、上記理由により入社日から	1 箇月未満で退職した場合	紹介手数料の80%相当額を返金
	1 箇月以上3 箇月未満で退職した場合	紹介手数料の50%相当額を返金
	3 箇月以上6 箇月未満で退職した場合	紹介手数料の10%相当額を返金

ただし、以下の場合において返戻金は支払わないものとします。

- ・雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了した場合。
- ・採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。
- ・その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合。
- ・短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合。等

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により、上記の内容と異なる別の定めをする場合があります。その場合は有料職業紹介契約書の定めを優先するものとします。

許可番号 12-ユ-301256

事業所の名称 SBS 自動車学校株式会社 SBS ドライビングスクール稲毛

所在地 〒263-0005 千葉県千葉市稲毛区長沼町341番地